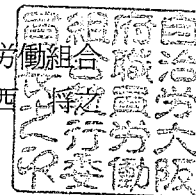


2017年2月27日

大阪府知事 松井 一郎 様

自治労大阪府職員労働組合
執行委員長 大西 将之



2017年春季生活要求および職場環境改善等要求書

2017年春季生活要求および職場環境等要求書として下記のとおり要求する。

記

【府労連とともに要求している事項】

<春季生活要求>

1 賃金等に関すること

- (1) 地域手当を12%に引上げること。また、大阪府以外の地域及び公署に勤務する職員については人事委員会規則で定める割合とすること。
- (2) 非常勤職員・非常勤特別嘱託員の勤務条件の改善を図ること。
- (3) 介護休暇者及び病気休職者に係る職場復帰後の昇給復元措置を改善すること。
- (4) 国内旅行にかかる旅費については、日当、食卓料及び旅行雑費を支給すること。また、宿泊料については食費相当分を減ずることなく支給するとともに宿泊料金の値上がり実態に合わせ引上げること。

2 勤務条件に関すること

- (1) 年度途中退職、産育休、長期の病気療養、休職、育児短時間勤務制度導入に伴う代替要員を正職員で確実に配置するなど、過重労働とならないよう対処すること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに仕事と家庭生活を両立することを支援する立場から、育児時間、子の看護休暇、育児休業、介護休暇・欠勤制度、早出・遅出勤務制度、等を改善すること。
- (3) 各種休暇制度等の権利が十分に行使できる職場づくりに努力すること。

3 人事評価の給与反映に関すること

人事評価制度に係る評価結果については、給与に反映しないこと。

<職場環境改善等要求>

1 健康管理・労働条件・福利厚生に関すること

- (1) 定期健康診断の検診項目を充実すること。また、地共済・公立学校共済が実施する人間ドックの検診項目・受診枠の拡大や個人負担分の軽減につながるよう必要な措置を行うこと。なお、「55セルフドック」の受診については、職務専念義務の免除による対応とすること。」
- (2) メンタルヘルス対策については、「改正労働安全衛生法」に基づくストレスチェック体制の確立をはじめとした不調予防対策を強化すること。また、「大阪府職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰支援策の検証を図ること。
- (3) 「VDT作業のための労働衛生管理基準」を職場で徹底させ、機器周辺的环境整備、点検を適切に行い、基準を遵守するなど職場環境を確保すること。
- (4) ゆとりある豊かな時代に相応しい休暇制度を確立すること。
- (5) 障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法に基づき、障がいのある職員が安心して働き続け

るよう、合理的配慮の提供に努めるとともに、出張業務、職場環境、通勤等を含めた労働条件の改善、整備を行うこと。

(6) 互助会への補助金を復活するなど、職員の福利厚生事業を拡充すること。

【単組独自の要求・要望事項】

＜春季生活要求＞

1 労使慣行に関すること

労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては一方的実施を行わないこと。

2 賃金等に関すること

(1) 大阪府に雇用されている全ての労働者の最低賃金を月額 161,700 円以上(日給 8,085 円以上、時給 1,045 円以上) とすること。

(2) 給料表をまたがる異動時には、兼務発令を行うなど現給を保障すること。

(3) 国における他の俸給表に根拠を置くなど、特殊性が恒常的な者に支給されている特殊勤務手当については、給料の調整額に移行すること。

(4) 諸手当等の改善を図ること。

① 扶養手当の属性区分の見直しを行うこと。

② 獣医師に初任給調整手当を支給すること。

(要望事項)

① ア 組織・職制(少数職場・職種の処遇を含む)、任用、給与、人材育成等が有機的に結びつく「総合的な人事制度」を構築し、当面、降格とされた者の士気高揚、現業職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図ること。

イ 副主査制度は、基準点に達した者を確実に任用すること。また、資格や研修について、今後とも検討を十分に行うこと。

ウ 現業職場のあり方議論を踏まえ、新規採用を原則とした職員配置と必要な改善に向けた措置を行うこと。

エ 行政職等に転任した者への計画的な研修を実施するなど、十分なフォローアップに努めること。

② 大阪府が行う公共調達契約では、次の点に対して検討を行うこと。

ア 公共サービス提供者を決定する際には、現在実施している総合評価方式に加え、男女平等参画、公正労働基準の確立といった社会労働的価値についても評価点とすること。

イ 公共サービスの供給者が民間事業者となった場合には、そこで働く人々が人間らしい生活を営める賃金を保障されるよう、「低入札価格調査制度」「最低制限価格制度」などを機能させること。

ウ 自治体の責任だけでなく、事業者の雇用責任等を明記し、社会的価値の実現を追求することを宣言する基本条例として「公契約条例」を制定すること。また、制定するために労働側委員が参加する「研究会・審議会」を設置すること。

③ 主査枠を大幅に拡大すること。

④ 2017 年度当初予算に賃金引上げ分を計上すること。

3 時間外勤務等の縮減に関すること

(1) 「ゆとりの日」等の定着・拡大と、取り組み内容の徹底を図ること。

(2) 全庁若しくは所属単位において、職員端末機へのログイン・ログアウトを把握することにより、職員の勤務状況を徹底的に把握すること。また、時間外勤務にかかる事前命令が発せられていない等の場合には、正規の勤務時間外の職員端末機の使用を制限する等のシステム改修を行うこと。

- (3) 時間外・休日勤務手当の支給率を「現行百分の125・135を百分の150に、現行百分の150・160を百分の200に」、夜間勤務手当を「現行百分の25を百分の50に」改善すること。月45時間以上60時間未満の時間外労働についても割増率を百分の150とすること。
- (4) 健康管理の観点から、「過重労働による健康障害防止のための産業医による保健指導実施要綱」の啓発、指導を徹底すること。
- (5) 労働基準法第36条及び同法第33条第3項の趣旨の徹底など、実効ある具体的な縮減策を講じること。

4 勤務条件に関すること

(要望事項)

- ① 公衆衛生研究所の地方独法化は、国・地独法制定時の附帯決議を踏まえて取り扱うこと。すでに独法化されている府立病院機構の各病院、産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所について、設立団体の大阪府は当事者としての認識と責任を持ち、労働条件の悪化につながるような運営交付金の削減を行わないこと。また、各法人と当該労組との協議が誠実に行われるよう協力すること。
- ② 現業職場での退職予定者の退職後欠員を、完全に補充するなど勤務条件が低下しないよう措置すること。
- ③ 恒常的残業の解消、過重労働による健康被害防止のため、継続的に恒常的残業が発生している職場を明らかにし、業務量に見合った人員配置を行うこと。また、府庁版「働き方改革」に基づく「時間外勤務実績に着目した人員配置」について、時間外勤務の実態と職場実態を十分に把握、精査したうえで、減員や増員を対処すること。

5 人事評価の給与反映に関すること

(要望事項)

- ① 任期付職員の採用にあたっては、制度の趣旨を踏まえた運用を行うとともに、安易な採用を行わないこと。採用にあたっては、2005年11月14日府労連申入れを踏まえて行うこと。
(申入れ内容：①限定された業務に従事する場合等に採用するとの趣旨を踏まえて運用し、制度を乱用しないこと。②配属予定の職場・業務等について事前に府労連と十分協議を行うこと。また、採用時の公正、中立性を確保すること。③採用された職員の勤務・労働条件等について任期の定めのない職員と同様、十分な配慮を行うこと。)
- ② 定年退職予定者の再任用希望者全員の雇用確保を図るとともに、定年の段階的引上げを行うこと。
- ③ 府民サービスの維持、向上と組織の活性化の観点から、必要な新規採用職員を確保すること。
- ④ 国籍条項の撤廃に伴い、残る任用、配置などの面での不平等を解消すること。
- ⑤ 地方公務員法による「自動失職」に関する特例条項を設けること。特に、公務中の事故等で、無条件に「自動失職」が適用されないよう分限条例を改正すること。

6 下部組織の要求に関すること

評議会・専門部・各支部の要求についても誠意ある協議を行うこと。

<職場環境改善等要求>

1 職場環境の改善に関すること

- (1) 組織再編に係る職場環境の変更は、誠意を持って協議を行うこと。また、常に快適な職場環境の確保に努めること。

- (2) 執務室の移転に係る職場環境の変更は、十分に協議を行うこと。
- (3) 庁舎および施設の耐震性に係る調査等の結果、耐震性能等が低い庁舎は移転・建替え・補強工事を実施するなど、執務室等の安全対策を講じること。
- (4) 労働安全衛生法・大阪府職員衛生管理規程および職員課長通知(昭和55年4月1日)で定める内容を遵守し、各職場に男女別の休養室および更衣室を設置するとともに、救急箱の更新を図るなど、快適な職場環境の整備を行うこと。
- (5) 府有施設・設備について、福祉のまちづくり条例に沿った十分な措置を講じるなど、職場環境の整備を行うこと。
- (6) 地震災害等の発生に備えて「大阪府庁業務継続計画(BCP)」に定める職員用食料等の備蓄は、毛布等を含めて各庁舎の職員数に応じた十分な備蓄を行い、被災時の職員の勤務・労働条件を確保すること。

(要望事項)

- ① 老朽化した出先職場庁舎(築20年以上)は、建替計画を明らかにすること。また、補修・修繕も計画的に行うこと。
- ② 庁舎管理・設備管理に関わる予算は十分に確保すること。また、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備対策を講じること。
- ③ 情報セキュリティや防犯対策等は、実効性ある危機管理体制を確立すること。

2 健康管理・労働条件・福利厚生に関すること

- (1) 執務室等の空調、換気、照明、騒音、衛生等は、日常的な点検を充実するとともに、冷暖房運転は、職員の健康管理に留意して行うこと。
- (2) 庁内での公務災害の発生件数とその内容を開示するとともに、公務災害による死亡・疾病等について、原因を究明し再発防止を図ること。また、公務災害にならない現職死亡についても原因等を十分に把握するなど、職員の健康管理の充実に努めること。
また、被災地への災害派遣等の職員については、派遣前の健康診断を実施して、派遣業務、派遣期間に耐えうる健康状態を確認したうえで派遣するとともに、派遣先での健康管理と、疾病時等に受診可能な診療所等の確保と連携を徹底すること。
- (3) ハラスメントについて、アンケート調査を含めた実態把握を行い、下記の事項をふまえた、ハラスメント防止等に実効ある対策を講じること。
 - ① マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントに係る防止等の指針を早急に示すこと。
 - ② LGBTなど性的マイノリティ当事者が働きやすい環境を整備するとともに、ハラスメントなどの防止に向けた「職員研修」「相談窓口の明示」「トップによる差別のない働きやすい職場環境整備実施の宣言」などの取り組みを、組合との協議のうえ実施すること。
- (4) 原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員の安全を確保すること。
- (5) 総合的労働時間の短縮に向けて1日の勤務時間を7時間30分、1週の勤務時間37時間30分にする事。
- (6) 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場環境の安全を図ること。
- (7) 被服等の貸与は、対象となる業務を絶えず検討すること。また、被服等の種類、貸与数は業務・職場の状況、時季等を考慮するなど、柔軟に対応すること。
- (8) 咲洲庁舎の現在の室・課の配置は中層エレベータに集中しているため、混雑で昼休み時間が十分に取れないなど労働条件が悪化しており、庁舎を長期間使用するのであれば、空室となっている下層階に部局を移転、分散させるなど、職員の労働条件を確保、改善すること。また、福利厚生施設(食堂、会議室等)の充実を図ること。

- (9) 休憩時間の変更等は、行政効率の低下や違法労働の発生を招くことから実施しないなど、節電計画の実施にあたって労働条件の変更を伴う場合は協議を行うこと。

(要望事項)

- ① 安全衛生協議会の活動の充実を図るとともに、各安全衛生委員会の機能強化を行うこと。
- ② 非常勤嘱託員も特別健康診断の対象とし、ドック受診に係る特別休暇を新設すること。
- ③ O A化に対応した机・椅子を早急に導入すること。
- ④ 公務員の生活の安定と福祉の向上に欠くことのできない地方公務員共済組合制度の自立的運営を確保するため、国に働きかけること。
- ⑤ 受動喫煙防止措置の徹底を図るため、健康増進法の主旨および福祉のまちづくり条例誘導基準に基づく分煙空間設備を整備すること。
- ⑥ 「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「行動指針」を踏まえ、その具体化を図ること。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進と、男女共同参画社会の実現をめざし、男女がともに仕事と生活を両立することを支援する立場から策定した次世代育成支援法の延長及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を踏まえて、次の事項を実現すること。
 - ア 育児・保育・介護・母性保障に関わる各種制度のさらなる充実と拡充に取り組むこと。
 - イ 新計画の推進状況を毎年確認し、その着実な推進を図ること。
- ⑧ 職員端末機(ノートパソコン)は、現業・再任用職員も1人1台とすること。また、必要に応じてプリンタ・ケーブル端子等の周辺機器の拡充に努めること。
- ⑨ 大手前庁舎と咲洲庁舎間のシャトルバスの増便を図るとともに、バスや人員等必要な体制を整備すること。